

財務省告示第百八号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第三十七条第一項の規定に基づき、指定保税地域として次の場所を指定する。

平成十七年三月二十八日

財務大臣 谷垣 穎一

福山港コンテナターミナル指定保税地域

— 福山港国際コンテナターミナル

(一) 土地

広島県福山市蓑島四〇七一の国土地理院三等三角点「蓑島」（北緯三四度二六分四一秒七三九三、東経一三三度二四分三六秒七四八八）から一〇八度一〇分五八秒の方向へ引いた線上二、九四五・九ハメートルの地点を基点として、同地点から一〇九度〇一分五四秒の方向へ引いた線上二〇〇・〇〇メートルの地点、同地点から二九九度〇一分五四秒の方向へ引いた

いた線上五八・六〇メートルの地点、同地点から一五四度〇一分五四秒の方向へ引いた線上一六・一〇メートルの地点、同地点から一〇九度〇一分五四秒の方向へ引いた線上一七八・七〇メートルの地点、同地点から一五四度〇一分五四秒の方向へ引いた線上一四・一〇メートルの地点、同地点から一九九度〇一分五四秒の方向へ引いた線上一五一・一〇メートルの地点、同地点から一九度〇一分五四秒の方向へ引いた線上三五〇・〇〇メートルの地点、同地点から一九度〇一分五四秒の方向へ引いた線上一一・〇〇メートルの地点、同地点から一九度〇一分五四秒の方向へ引いた線上五〇・〇〇メートルの地点と基点とを順次結んだ線によつて囲まれる土地七一・八六五・九七平方メートル

## (二) 建設物

- 1 名 称 コンテナフレートステーション
- 所在地 広島県福山市箕沖町一〇九番三
- 構 造 鉄骨造一部三階建て（一階部分に限る。）
- 面 積 一、三六一・九六平方メートル

2 名 称 くん蒸庫

所在 地 広島県福山市箕沖町一〇九番三

構 造 鉄骨造平屋建て

面 積 一九二・〇八平方メートル

## 二 福山港箕島コンテナターミナル

### (一) 土地

広島県福山市蓑島四〇七 一の国土地理院三等三角点「蓑島」(北緯三四度一六分四一秒七三九三、東経一三三三度一四分三六秒七四八八)から五五度四六分五一秒の方向へ引いた線上一、一〇八・七四メートルの地点を基点として、同地点から一一九度一五分〇五秒の方向へ引いた線上一三〇・〇〇メートルの地点、同地点から一一九度一五分〇五秒の方向へ引いた線上一三〇・〇〇メートルの地点、同地点から一〇九度一五分〇五秒の方向へ引いた線上三六・五〇メートルの地点、同地点から一一九度一五分〇五秒の方向へ引いた線上一四〇・〇メートルの地点、同地点から一〇九度一五分〇五秒の方向へ引いた線上八〇・〇〇メート

ルの地点、同地点から一九九度二五分〇五秒の方向へ引いた線上四〇〇・〇〇メートルの地点と基点とを順次結んだ線によつて囲まれる土地四一、四八八・九五平方メートル

(二) 建設物

名 称 コンテナフレートステーション

所 在 地 広島県福山市箕沖町一一番

構 造 鉄骨造平屋建て

面 積 九六〇・〇五平方メートル